

奈良市「持続可能な観光」検討懇話会 開催要領

(開催趣旨)

第1条 1300年続く古都として、日本文化発祥の歴史を今に伝える貴重な文化財を守り続ける奈良市において、世界に認められる国際文化観光都市になるために、持続可能な観光を推進する必要がある。経済、社会・文化、環境面で持続可能な観光に取り組むあたり、専門的見地による指導、助言及び幅広い意見を聴取するために、奈良市「持続可能な観光」検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項についての意見及び助言を求める。

- (1) 持続可能な観光地マネジメントに関する事
- (2) 持続可能な国際文化観光都市実現のための具体的な指標（モニタリング項目）に関する事
- (3) 国際的認証制度に関する事
- (4) その他検討が必要な事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 座長を補佐する副座長は、座長の指名によりこれを定める。

3 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、観光戦略課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。